第六条の見出しを「農地所有適格法人の報告等」に改め、同条第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、「所有する農地若しくは採草放牧地」の下に「（同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るものを除く。）」を、「分割によつて」の下に「当該」を加え、「同条第一項本文」を「同項本文」に改め、同条第二項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第七条の見出し中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項ただし書中「土地でその」を「土地で、その」に改め、「定めるもの」の下に「並びに同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るもの」を加える。

第十四条第一項中「（昭和二十六年法律第八十八号）第二十九条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、「、委員」の下に「、推進委員（同法第十七条第一項に規定する推進委員をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「委員」の下に「、推進委員」を加える。

第十八条第二項中「しては」を「、しては」に改め、同項第五号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第三項中「都道府県知事が」を「都道府県知事は」に、「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

三　農地中間管理機構

第三十九条第四項中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

第五十条中「都道府県農業会議又は農業委員会」を「農業委員会又は農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構」に改める。

第五十二条の三の次に次の一条を加える。

（違反転用に対する措置の要請）

第五十二条の四　農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第五十一条第一項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

第五十八条第一項中「第四号まで、第八号及び第九号」を「第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十八号及び第十九号」に改め、同条第二項中「第三号、第六号から第八号まで」を「第六号、第八号、第十二号及び第十六号から第十八号まで」に改める。

第五十九条第一項第一号及び第二項第一号中「第五項」を「第八項」に改める。

第六十一条中「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

第六十三条第一項第二号中「第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第五項」を「第二項及び第八項」に改め、同項中第九号を第十九号とし、第八号を第十八号とし、同項第七号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第六号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第五号を第十五号とし、第四号を第十四号とし、同項第三号中「及び第五項において準用する第四条第三項」を「において準用する第四条第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の五号を加える。

九　第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

十　第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。）

十一　第五条第三項において読み替えて準用する第四条第四項及び第五項の規定並びに第五条第五項において読み替えて準用する第四条第十項において読み替えて準用する同条第四項及び第五項の規定により市町村が処理することとされている事務

十二　第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（意見を聴く事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。）

十三　第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。）

第六十三条第一項第二号の次に次の五号を加える。

三　第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

四　第四条第三項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。）

五　第四条第四項及び第五項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務

六　第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（意見を聴く事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。）

七　第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。）

第六十三条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。）

第六十三条第二項に次の一号を加える。

四　第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。）

附則第二項第二号中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第四条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出しを削り、同条第二項第二号中「議決」を「決議又は議決（以下「決議等」という。）」に、「第六十四条第四項から第六項」を「第六十四条第五項から第七項」に改める。

第五十条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、農水産業協同組合に対し、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。

4　機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。